



# 青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

福岡県青色申告会連合会

〒812-0038 福岡市博多区祇園町 1-40

三井生命福岡祇園ビル3階

発行人 会長 梅原 祐治

TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

## 雑損控除と災害減免法

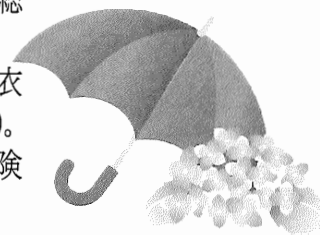
この度の熊本地震により被害を受けた皆さま方に、心からお見舞い申し上げます。  
会員の皆さまの中には、ご親族が被災された方や、熊本にあるお墓が倒壊したという方もいます。  
今回は、自然災害を含め何らかの被害・損失を受けた際の税制について解説します。

雑損控除・災害減免法とは？

どちらも納税者に何らの被害があった場合に、その程度に応じて税金面で救済し、被害を軽減するための制度です。  
雑損控除とは、自然災害や火災、害虫(シロアリ等)被害、盗難・横領(詐欺や恐喝は含まれません)にあった場合に受けられる**所得控除**です。  
一方、災害減免法とは所得が1000万円以下の人が、住宅あるいは家財に対して災害が発生した場合に受けられる**税額控除**です。  
所得控除と税額控除の違いについて今回は触れませんが、所得が1000万円以下の人が地震のような災害で住宅・家財に被害を受けた場合には、どちらか有利な方を選択できます。

対象になる資産要件は？

雑損控除・災害減免法とも、その資産の所有者が納税者、または同一生計の控除対象配偶者・扶養親族(総所得金額等が38万円以下=税務上の扶養内の人)であることが要件です。  
そのうえで、雑損控除の場合にはその資産が、生活に通常必要なものでなければなりません(住宅や家財・衣類・現金など。お墓も含まれます。ただし、貴金属や書画・骨董など1つで価額が30万円超のものは含まれません)。  
災害減免法の場合には、住宅あるいは家財が対象となり、その損害金額(損害保険会社等から受け取る保険金などを差し引いた損害額)がその時価の2分の1以上の場合に使うことができます。



雑損控除の計算方法は？

次のうちいずれか多い方の金額を控除できます。  
(1) (差引損失額) - (総所得金額等) × 10% ※ 差引損失額: 損害金額(時価) + 災害等に関連したやむを得ない支出 - 保険金等で補てんされる金額  
(2) (差引損失額のうち災害関連支出の金額) - 5万円 ※ 災害関連支出の金額: 災害により滅失した住宅、家財等を取壊し又は除去する費用  
損失額が大きくてその年の所得金額から控除しきれない場合には、翌年以後(3年間で限度)に繰り越して、各年の所得金額から控除することができます。

災害減免法の計算方法は？

所得金額によって次のように決まっています。

所得金額の合計額	軽減又は免除される所得税の額
500万円以下	所得税額の全額免除
500万円を超え750万円以下	所得税額の2分の1の軽減
750万円を超え1000万円以下	所得税額の4分の1の軽減

結局どちらが得？

雑損控除・災害減免法とも適用を受けるためには確定申告の際には手続きが必要です。もし今回の熊本地震のような災害で家屋が被災し、どちらの制度も選択できるとすると、所得が500万円以下の人は災害減免法が得なように思います。しかし、その損害が大きく1年で控除できない場合には、繰り越しができる雑損控除がよいでしょう。

## 専従者や従業員から預かっている税金を納めましょう(源泉所得税納付)

専従者・従業員に給与を支払っている事業主の方は、1月～6月分の源泉所得税の納付が必要です。  
**(納付額が0円でも納付書の提出が必要です!)** 納付期限は**7月11日(月)**です。

### 源泉所得税納付事務集合相談会 集合指導形式(各自ご自分で作成されたものを確認します)

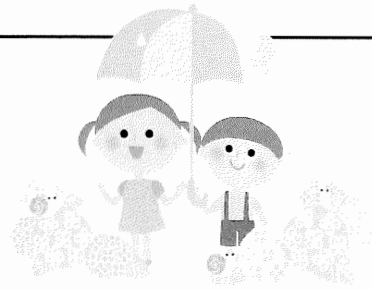
会 場	福岡県青色申告会連合会 会議室(パソコン教室)
日 程	7月4日(月)・5日(火) 10時～12時 13時～16時 ※所要時間はおおむね30分程度です
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>源泉徴収簿(月別の各人別給与、賞与の金額 1月～6月までの合計額)</li> <li>扶養控除等申告書(従業員及び従業員の扶養家族の氏名・生年月日)</li> <li>税務署から送られてきた納付書(ピンク色で印刷された複写式用紙)</li> </ul>
手 数 料	ご自分で作成していただくため、手数料は不要です。 ※ 代行依頼の場合は、2,160円(一事業所)になります。

※上記日時に必ずご出席下さい。  
上記以外の個別指導の場合は有料になります。

# 平成28年分所得税の予定納税の準備はお済みでしょうか!

## 平成28年分所得税の予定納税

平成27年分の申告納税額が15万円以上の方については、8月1日(月)に平成27年分所得税の予定納税(第1期)があります。支払いの準備をしておきましょう。



## 予定納税の減額申請について

廃業や休業、転業、失業をした場合や、災害を受けたり、業績不振などのため、平成28年分の所得税の見込税額が平成27年分の所得税よりも明らかに少なくなると見込まれる場合など、税務署から通知された予定納税基準額よりも少なくなると見込まれるときは、予定納税額の減額を申請することができます。

減額申請をする場合の申告納税見積額は、平成28年分の所得の見積額や所得控除の見積額などを基として計算されます。

## 減額申請書の提出期限は年2回

### (1) 7月減額申請

平成28年6月30日の現況で申告納税見積額を計算し、7月15日(金)までに税務署に提出しなければなりません。

### (2) 11月減額申請

平成28年10月31日の現況で申告納税見積額を計算し、11月15日(火)までに税務署に提出しなければなりません。

## 予定納税が多すぎた場合

税務署からの予定納税通知に従って納税をした金額が、平成28年分の確定申告により算出された税額よりも多かった場合には、税務署は利息(平成28年分は年1.8%)をつけて返金してくれます。予定納税に関するご相談はご予約の上、事務局にご連絡下さい。

## 税務相談日のお知らせ

(税理士による無料相談)

ご相談の際は、**ご予約**をお願い致します。

**6月7日(火)・6月16日(木)・7月21日(木)**

※各日10時～12時/13時～16時  
 ※所得税・消費税・相続税・贈与税 等々  
 ※上記は都合により変更する場合がございます。

## 青色申告会で帳簿入力! 教室を無料自習室として 開放しています!



帳簿の進み具合はいかがですか? 自宅や事務所だと、他の用事で集中できない方もいらっしゃるのではないのでしょうか? そんなときには、事務局のパソコン教室で集中して帳簿の入力をされてはいかがでしょう? 持参される物は、通帳や領収書等の日常取引の入力に必要な書類とUSBメモリだけです。

パソコンは教室に準備しております。

分からない事はその場でスタッフに質問できます。

特に来年から消費税の課税事業者になる方は、計算方法の選択により届出書の種類が違います。選択を誤ると納税額にかなり差が出る場合もあります。なるべく早目に記帳を済ませて、事前にシミュレーションができるようにしておきましょう。

※講習会等で教室を使用している場合は利用できませんので、事前にご予約をお願い致します。

※記帳確認も一緒にご希望の場合は、その旨をお申し付け下さい。

## 6月27日(月)は会費の口座振替日です

同封の『会費等納入のお願い』をご確認下さい。  
 ご不明な点がございましたら、**6月15日(水)**までに、ご連絡をお願い致します。

なお、会費の口座振替手続きがお済みでない会員さまは、お手数ですが案内にございます口座へお振り込みいただくか、ご来会のうえご入金下さいませようお願い申し上げます。

行今 事月 予の 定 日	行 事 予 定 日	行 事 内 容
	6月10日(金)	福岡県青色申告会連合会 定時総会(事務局は閉めます)
	6月13日(月)~17日(金)	博多税務署・商工会議所と共催の説明会
	6月24日(金)	協同組合PCサポートセンター 定時総会
	6月27日(月)	当会会費口座振替日
	7月4日(月)・5日(火)	源泉税納付事務指導会 ※詳細は表面をご覧ください
	7月11日(月)	源泉所得税(半年に一回の納期特例者)の納付期限

# 祇園支部NEWS

メール: info@aioiro-f.com  
 H P: http://aioiro-fukuoka.seesaa.net/  
 Tel:092-283-7177 FAX:092-283-7176  
 当会発信専用番号:070-5416-5221

## 編 集 後 記

6月10日は当連合会の総会です。この日は事務局を留守に致しますのでご了承下さい。また、6月13日からの1週間は博多税務署と共催の記帳説明開始明会です。事務局を留守にする時間帯もございますので、記帳確認等の際にはご予約のうえご来会ください。

ちなみに今年のビアガーデンは8月19日(金)ANAクラウンプラザホテルにて行う予定です!!